

別表 1

項目		補 助 対 象 経 費			
		休止中(1) ポテンシャルアスリート事業費	休止中(2) ジュニアアスリート育成費	休止中(3) コーチ研修会支援事業	(4) スポーツ医・科学専門家育成事業
内 容		国内で開催される各競技団体の最高峰の大会（国民スポーツ大会等）で入賞者を輩出するために実施される強化事業（合宿、遠征、指導者招聘等）に要する経費。	各競技団体の底辺の底上げと有望な選手の育成に要する経費。	障害者スポーツへの関心を高めるとともに、健常者スポーツの指導者が障害者の選手も指導できるようにするための研修会や個別研修に参加する経費、及び資質向上を目的とする県内研修会の開催に要する経費。	スポーツ医・科学委員、ドクター、デンティスト、トレーナー、薬剤師及び栄養士が、J S P Oや中央競技団体等が実施する専門の研修会や個別研修会、資格取得を目的とする研修会・試験に参加する経費、又は資質向上を目的とする県内研修会の開催に要する経費。
対象者		指定競技団体	佐賀県中学校体育連盟	加盟競技団体	スポーツ医・科学委員会各部会又は加盟競技団体より推薦を受けた者。 スポーツ医・科学委員会各部会又は加盟競技団体。
補助対象科目・単価等	報償費	〔謝金〕 ○ 県外招聘指導者（アドバイザーコーチ） 30,000円 以内／全日（4時間以上） 15,000円 以内／半日（4時間未満） ○ 県外招聘チーム ※1招聘チームにつき24名まで 10,000円 以内／人／回 ※ 旅費の支給は不可 〔指導手当〕 ○ 県内指導者（教職員の場合、特業手当との重複受給は不可） 3,600円 以内／全日（4時間以上） 1,800円 以内／半日（4時間未満）		〔謝金〕 ○ 県外招聘指導者（アドバイザーコーチ・スタッフ） 30,000円 以内／全日（4時間以上） 15,000円 以内／半日（4時間未満）	
	旅 費 ※ 県旅費規程を上限 ※ 交通費については最も経済的な経路及び交通手段を選択すること	〔交通費〕 ○ 公共交通機関（電車、飛行機等）利用の場合 … 実費支給 ○ 自家用車、レンタカー利用の場合 … ガソリン代、有料道路料金 ○ その他（タクシー等）利用の場合 … 要協議 〔宿泊費〕 ○1泊2食あたり 甲地 … 10,900円／泊 以内 乙地 … 9,800円／泊 以内 ・上記を超える場合は要協議 ・宿泊パック等を利用する場合は要協議 ・食事代は対象外		（注）県内研修会の開催の場合、旅費の支給対象は県外招聘指導者に限る。 〔交通費〕 ○ 公共交通機関（電車、飛行機等）利用の場合 … 実費支給 ○ 自家用車利用の場合 … ガソリン代、有料道路料金 ○ その他（タクシー等）利用の場合 … 要協議 〔宿泊費〕 ○1泊2食あたり 甲地 … 10,900円／泊 以内 乙地 … 9,800円／泊 以内 ・上記を超える場合は要協議 ・用務地まで100km未満は対象外（ただし連続する研修等の場合は要協議） ・宿泊パック等を利用する場合は要協議 ・食事代は対象外	
	負担金	○ 大会参加料等		○ 研修会参加料等（教材費含む）	
	需用費	○ 消耗品費（ボール、事務用品等） ○ 印刷製本費 ○ 食糧費（2,000円 以内／人／食） ○ その他（駐車料金等）		（注） 消耗品費、印刷製本費、食糧費については、県内研修会の開催の場合に限り、補助対象科目とする。 ○ 消耗品費（ボール、事務用品等） ○ 印刷製本費 ○ 食糧費（2,000円 以内／人／食） ○ その他（駐車料金等）	
	使用料及び賃借料	○ 会場使用料（付属設備使用料を含む。） ○ 車借り上げ料等		○ 会場使用料（付属設備使用料を含む。） （注） 県内研修会の開催の場合に限る	
	備品購入費				
対象期間		各年度4月1日から3月31日まで			

※ 経費の領収書は原則として原本とする。（内訳が分かる請求書、納品書、領収書を添付）

※ 領収書のないものは対象経費として認められないため、対象外となる。また、要綱に定める事項が履行できないときは、第4条第6号による。